

公害対策で厚生省構想

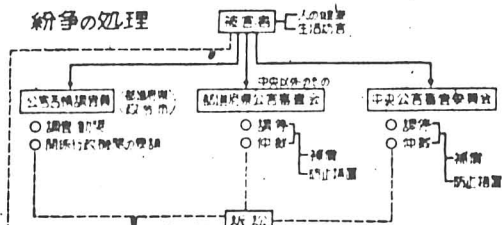
患者に「救済基金」

水俣など12地区指定

厚生省は公害に悩む人々を救うため、開年度予算で「公害救済基金」を新設する。この基金の具体的な構想を七日まで、必要予算約三億三千万円(今年度公害予算の八倍)を大蔵省に追加要求した。同基金は毎年十月から四日市、水俣、阿賀野川など厚相が指定する十二地区に設けられ、公害患者に対し医療給付と医療手当ての支給を行なうもの。基金の財源は公害の発生原因者である企業と国、地方が負担することになっている。

「紛争処理制度」も設く

また紛争処理制度としては、都道府県および保健所のある市に



坊 厚 相

「公害被害者協議会」を設け、苦情のつかないものは、都道府県に設ける「公害被害者協議会」で調整、仲介をさせる。厚生省に外局として「中央公害被害者協議会」を設ける。

この構想は公害基本法の制定に基づく具体策の第一で、坊厚相は同基金と紛争処理制度の新設を開年度予算の最重要要求とする考えである。

厚生省はこの構想を公害対策審議会(府相の諮問機関)公害対策会議(議長 佐藤重相)にばかっ

たうえ、通商委員会に提案を出す。費用負担や、企業負担の範囲、紛争処理制度の組織などについて大蔵省など関係各官との意見が対立している。各官との意見調整は難航が予想され、成案を得るまでには曲折をたどることになる。

これまで被害者と加害者との間で起る紛争が長引いて、その間に被害者の健康、生活がむしばまれて「泣き寝入り」するケースが多かった。「紛争処理制度」は被害者が「公害病」と認定されたりいち早く救済の手を差しのべようとするもの。同制度は都道府県におよび保健所設置の市に「公害被害者協議会」を設け、被害者の苦情処理に当たる。都道府県に

「都道府県公害被害者協議会」を設け、中央公害被害者協議会の管轄以外の事件について調整、仲介を行なわせる。厚生省に外局として「中央公害被害者協議会」を設け、国会の同意を得て任命される特別職の委員六人で構成する。など。

中央公害被害者協議会が行なう調整、仲介は二つ以上の都道府県にまたがる広域的事件、都道府県間で中央公害被害者協議会が適当と認めて送付された事件(阿賀野川水俣中毒事件などはここで処理される)など。

当事者双方が中央でやることに合意した事件などになる。厚生省はこの制度はあくまで行政機関から紛争が解決しない場合はこれまで通り「訴訟」になるケースがあるとしているが、訴訟に至らないまでの紛争処理はスピードアップされるとみている。

「公害救済基金」は厚生大臣が指定する地域の指定疾病について医療給付(保険適用外の自己負担分とリハビリテーション)と医療手当て(通院者は毎月三万円、入院者は毎月六万円)の支給を行なわせるもの。この財源は四日市のように公害の発生原因者がつぎつぎに企業、発生原因者がつぎつぎに企業の費用負担が決定する。特定の発生原因者がつかめない場合(たとえば日本一自動車通行量の多い東京都杉並区大原十字路の排ガス公害)はその三分

の一ずつを国、都道府県、市が負担することになり、事務費は全部国が負担する。また費用負担するべき企業の範囲や負担割合については、中央公害被害者協議会が決定するが、企業の費用負担は強制徴収される。

厚生省は現在、入院・通院合わせて公害患者が一万一千八百四十人と推計して、同基金の資金は開年度三億三千万円(今年開

路を全国で九十地点である。厚生省はこのほか公害対策関係法として環境基準法、大気汚染防止法、騒音規制法、特定有害物質排出規制法、公害防止事業団法改正案など五法案を通商委員会に出すことになっている。